【 令和5年度戸田市入学準備金貸付制度のあらまし 】 (<u>令和6年4月入学予定者対象</u>)

戸田市では、高等学校、専修学校及び大学に入学を希望する生徒・学生の**保護者**で入学準備金の調達が困難な方に、選考の上、<u>入学準備金の**貸付**</u>を行う制度があります。(生徒・学生の保護者が対象の制度です。)

- ・申請は、受験前でもできます。
- ・申請から貸付まで2ヶ月程度かかりますので、貸付希望の方はお早めに申請して下さい。(貸付は、入学する学校が決定した後です。)

1 申請条件

① 対象となる学校等の条件

高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程:正規の課程が2年以上) 大学、短期大学、専修学校(専門課程:正規の課程が2年以上)

以上の学校に入学を希望する者の保護者であること。(大学院は対象外です。)

入学を希望する者が、中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学及び短期大学を卒業して2年を経過していないこと。

② 居住の条件

戸田市内に居住していること。

③ 市税完納の条件

市税等を完納していること。

④ 連帯保証人の条件

戸田市内に居住し(**※1**)、申請者と別世帯の独立の生計を営む満18歳以上であり、市税等を完納し、債務を弁済し得る資力があると(**※2**)認められる連帯保証人があること。 (成年被後見人、被保佐人、破産の宣告を受けている方は対象になりません。)

- ※1 戸田市内に連帯保証人がいない場合は、1都6県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)に居住されている方も同様の条件で連帯保証人の 資格を有することができます。
- ※2 連帯保証人は、原則として市区町村民税を課税されている者であること。
- ⑤ 世帯の所得が低く、入学準備金の調達が困難であること。

原則として<u>同一世帯の市区町村民税課税標準額(**※3**)の合計額が**500万円未満の世帯**であること。</u>

※3 課税標準額とは、所得金額から所得控除額を引いたもので、特別徴収税額の決定通知書または納税通知書に金額が記載されています(年収の額とは異なります。)。

2 貸付額

高等学校、高等専門学校、 専修学校(高等課程)	国 公 立	300,000 円
	私 立	500,000 円
大学、短期大学、 専修学校(専門課程)	国 公 立	400,000 円
	私 立	600,000 円

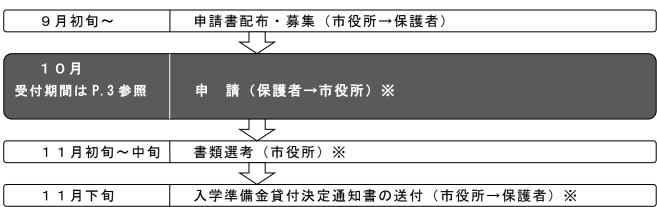
3 返済方法

貸付決定した翌年度の10月から、**月額10,000円ずつ**の月払いです。 返済額に**利子は付しません**。

4 入学準備金手続フローチャート

入学準備金申込みから決定・貸付・返済までの流れ

一令和5年度一





5 令和5年度申請書受付期間

『広報戸田市』 募集記事掲載	令和 5	年 9月	号					
申請書配付開始	令和 5 年 9 月 1 日 (金) ~							
	申請書受付期間							
申請書受付期間	① 令和	5年10	月 2	日(月)	~ 1	0月3	1 目	(火)
	② 令和	5年11	月 1	日(水)	~ 1	1月3	0 目	(木)
	③ 令和	5年12	月 1	日 (金)	~ 1	2月2	8 日	(木)
	④ 令和	6年 1	月 4	日(木)	~	1月3	1 日	(水)
	⑤ 令和	6年 2	月 1	日(木)	~	2月2	9 日	(木)

6 申請時提出書類・提出先

②家庭票 (第 2 号様式)	」 センター で配布します。
	(ホームページからダウンロードもできます。)
③卒業見込証明書または卒業証明書	学校に申請して下さい。
* 高等学校等卒業程度認定試験の合 格者については、合格証明書	文部科学省に申請してください。
	【戸田市内に居住している方】 収納推進課、美笹支所または戸田公園駅前行政 センターで市税完納証明書を申請して下さい。
④未納税額のない証明書(市税完納証明書、 <u>最新のもの</u>)(※) (申請人の世帯全員及び連帯保証人) (非課税のため市税完納証明書が出ない場合は、申請時にその旨お伝えください)	【戸田市外に居住している方】 ※ 別紙「連帯保証人が戸田市外の方の場合」窓 お往まいの市区町村の証明書発行担と、申請してください。 ※ 他市区町村で未納税額のない証明書が納さい場合は、納期が到来している税額に未だがない。(例:納税証明書など。ただし、市区市区は、納期が到来している税額によっては、納期が到来依頼する必要がによっては、納期が到来依頼する必要がありますのでは、納期が到来依頼する必要がありますの特別な証明を依頼する必要がありますのでもの話明を依頼する必要ができない場合がある市区町村によっては、上記方法の発行ができない場合があるよう
	す。(現時点では足立区など) その場合は、証明書発行窓口の担当者から教育総務課へのご連絡を依頼してください。
⑤課税証明書(<u>最新のもの</u>)(※) (申請人の世帯のうち所得を有する	【戸田市内に居住している方】 税務課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで申請して下さい。 ※ 申請人の世帯で非課税の方については、非課税証明書を添付して下さい。
者 及び 連帯保証人)	【戸田市外に居住している方】 ※お住まいの市区町村の証明書発行担当窓口 へ申請してください。
提出先	戸田市役所3階 教育委員会 教育総務課

【申請時提出書類について】

※④及び⑤の書類は、入学準備金貸付申請書に個人番号(マイナンバー)を記入した場合、提出不要となる場合があります。申請書と併せて配布する**別紙「個人番号を記入して入学準備金貸付申請を行う際の注意事項について」**も必ずお読みください。

7 貸付の決定

選考委員会にて、**予算の範囲内**で貸付者を決定します。<u>申請により貸付が決定され</u>るものではありません。結果は貸付の可否にかかわらず郵送で通知します。

※ 貸付が決定された方には、**借入手続の書類**(借用証書、口座振込払依頼書等)を 同封します。

8 貸付実施

貸付実施には、入学する学校が決定し、借入手続後、1~2週間程度かかります。

9 留意事項

公立学校と私立学校を併願する方へ

入学準備金の申請時には、公立学校と私立学校を併願する場合、申請書への借入額は、 金額の多い私立学校の金額を記載していただきます。

記載例)公立高校と私立高校の場合は、私立高校の50万円 公立大学と私立大学の場合は、私立大学の60万円

借り入れの際は、実際に入学する学校が決定し、その学校に応じた金額が借入額となります。つまり、入学する学校が公立学校に決定した場合、20万円を減額して借り入れる必要があります(高校30万円、大学40万円)。

このため、公立学校の合格を確認してから借り入れることとなりますので、ご注意ください。また、進学後、在学証明書をご提出いただき、借入額の貸付区分に相違がないか確認をさせていただきます。

なお、誤って多く借り入れていることが分かった場合は、差額を即時に戻入して いただきますので、ご了承ください。

◆お問い合わせ 戸田市教育委員会 教育総務課 総務担当

電 話:048-441-1800(内線 305)

F A X: 048-443-9033

E-mail: kyo-somu@city.toda.saitama.jp